

令和4年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
9	R4.10.28	R4.12.26	(1) 令和3年度 緩衝建築物建築費等一部負担予定表 (2) 令和4年度 緩衝建築物建築費等一部負担予定表 (3) 令和3年度 防音工事助成進行管理表 (4) 令和4年度 防音工事助成進行管理表	※		1													(第7条第2号) 個人情報（特定の個人を識別することができるもの。他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの。又は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。）に該当するため。 (第7条第2号及び第3号) 個人所有の場合は個人情報（特定の個人を識別することができるもの。他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの。又は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。）に該当し、法人等所有の場合は、通常公にしている情報であり、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものに該当するため。	建設局 道路建設部 管理課
10	R4.12.15	R4.12.26	兼業実績報告	2		1													(第7条第2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものに該当するため。 (第7条第3号) 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものに該当するため。	建設局 総務部 職員課
11	R4.12.21	R4.12.27	令和4年度骨格・地域幹線道路の調査費調書	5	1															建設局 道路建設部 管理課
12	R4.11.25	R4.12.27	(1) 令和2年度 古川整備工事（その23）特別調査単価資料 ・先端リングビット (2) 平成31年度 古川整備工事（その22）特別調査単価資料 ・先端リングビット ・転落防止柵 (3) 平成31年度 古川整備工事（その15）その2特別調査単価資料 ・先端リングビット	※		1														建設局 河川部 改修課

令和4年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
13	R4. 11. 25	R4. 12. 27	(1) 令和2年度 古川整備工事（その23）単価資料一式 ・化粧型枠 ・傾斜計（X・Y方向）及び温度計機材費 ・データ通信費及び回線開設費 (2) 平成31年度 古川整備工事（その22）単価資料 ・化粧型枠 (3) 平成31年度 古川整備工事（その15）その2単価資料一式 ・化粧型枠 ・傾斜計（X・Y方向）及び温度計機材費 ・データ通信費及び回線開設費	※		1												(第7条第3号) 会社の経営上の情報であり、これらを開示した場合にはほかの会社に経営上の情報が知られることとなり、当該会社の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (第7条第6号) 今後当局が行う同種の見積もりにおいて、見積会社の思惑により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に支障が生じる恐れがあるため。 (第7条第6号) 都が行う公にしている見積精査の過程であり、開示することにより、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがあるため。	建設局 河川部 改修課
14	R4. 12. 26	R4. 12. 28	横断歩道橋の点検要領 令和元年12月 東京都建設局道路管理部	※	1													建設局 道路管理部 保全課	

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。